

長与専齋と二見海水浴場

西井 易穂

人・健康・医の研究所

長与専齋は明治7年「医制76条」を制定し制度上漢方医学から西洋医学への切り替えを図り、日本近代医学の確立に貢献し、後に衛生局長に就任、わが国の衛生環境の整備に多大な影響を及ぼした。長与は岩倉使節団の一行に加わっていたが、途中から独立行動を取り、米国からヨーロッパにいち早く渡り、西洋の医療制度、医学の実情調査を詳細に行った。別途、ヨーロッパに留学していた長井長義、松本圭太郎、池田謙齋らとバリーのホテルで日本の医療制度のあり方について議論を交わし、76条の素案を起案したといわれている。また、その一方で、相良知安がすでに「医制略則」なる草稿を作製しており、それを踏襲したともいわれている。したがって、岩倉使節団帰国とともに明治6年に帰国したのであるが、明治7年には早くも医制76条が施行された。

長与は英米の医療制度調査中に国民一般の健康保護を担当する行政制度のあることに、強い関心を寄せ、その一つとして衛生的見地からする海水浴の健康増進に繋がる行為に興味を示していた。長与は帰国後、衛生局は該第30号を以って海水浴の雑誌を頒布し、三重県巡視に際し、明治15年6月伊勢神宮を参拝、二見の「雙鏡浦」に立ち寄ったとき、その景観の素晴らしさはもとより、夫婦岩周辺の岩に砕ける波頭を見るとともに夫婦岩から伊勢方面に向かって延々と続く良質の白い砂浜と松並木を眺望し、この海岸は西洋で行われている衛生的見地からする海水浴場にもっとも適した場所であることを指摘、講演の中でそのことを強調した。久留精義の祝文中に「郡医古田、江村戸長角屋、衛生委員奥村、総理員濱千代、辻ら」が議論を交わし、二見が浦に海水浴場を開くことを決断したとあり、度会郡江村二見海水浴発起者総代の奥村與吉の答辞には7月に浴場開設の議を三重県大書記官に請願、認可され、明治15年10月19日に海水浴場を開く祝典を開催したことが記載されている。これが、日本における衛生的見地のもとに確立された海水浴場第一号となった。祝典は夫婦岩のある立石濱で行われた。当初は立石の海中に杭を立てて縄を張り巡らして海水浴場としていたが、明治17年には現在の二見館辺りの砂浜に移された。私は少年期、このような経緯も知らずこの海水浴場で毎週のように泳いでいた。そのときの祝辞16点が現在、二見町江区コミュニティセンターに保管されている。その資料中に度会郡長久留精義の署名を見出し感激した。久留精義は第105回、106回本学会で報告した医師西井格太郎の人生の方向性にもっとも大きな影響を及ぼした人物であり、私の母方の祖父であったからである。その祝辞、並びに衛生委員土屋修平ほか16通の資料を精読するとき、当時、冷水浴と温水浴があったことを知ることができる。冷水浴は「滋養不給に原因した神経衰弱」「皮膚弛緩に原因する諸病」に効きめあり、温水浴は「脆弱虚弱短気に苦しむ者」によしと記されている。久米邦武著米欧回覧実記第26巻倫敦府の記には「海岸にて精気を呼吸し、海水を浴して、皮膚を収斂するは健全を保つ上の良薬」と紹介されているが、当時、このような効能を知る者はまったくなく、長与の講演内容は村民達にも直ちに受け入れられた。当時の利用状況は賓日館に展示されている明治18年頃に描かれた錦絵「二見浦真景の図」に垣間見ることができる。その館邸前には長与専齋書になる撰文「設浴潮場」の石表が建立されている。賓日館は二見館別館として明治から昭和初期にかけての皇族の保養所として利用されたところで、大正天皇が長期保養をされた旅館である。現在は資料館として公開されている。現在、海水の温水浴を実施しているところは二見の潮香苑と伊勢、勢田川辺りの旭日湯のみである。長与専齋の発案になる海水浴場として二見が浦と鎌倉の海水浴場があるが、二見が浦の開浴の経緯について当時の資料を供覧したい。